

建設工事等談合情報対応マニュアル

(平成15年4月1日制定)

(平成16年11月9日一部改正)

(平成17年10月25日一部改正)

(平成18年4月1日一部改正)

(平成19年4月1日一部改正)

(平成21年4月1日一部改正)

第1 一般原則

1 談合情報の確認

県発注の建設工事等に係る入札談合及び協定した入札(以下談合等という。)に関する情報があった場合、又は新聞等の報道により情報を把握した場合は、その情報を受けた者又は把握した者は、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに会計局及び当該工事等を所管する発注機関へ電話等により通報する。

情報の提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で、当該情報の出所等を明らかにするよう要請する。

2 審議等の必要性の判断

発注機関は、通報を受けた情報の内容を確認のうえ、必要な調査を行い、第2により第三者機関による審議及び再調査(以下審議等という。)が必要か否かを判断する。

3 第三者機関による審議等の依頼

発注機関は、2により審議等が必要と判断した場合には、談合情報審議等依頼(報告)書により事業主管課に報告するとともに、会計管理者に審議等を依頼する。

4 審議等の実施機関の決定

会計管理者は、3による依頼を受けた場合、長野県公共工事入札等検討委員会(以下「検討委員会」という。)運営要領第11に定める案件については、知事に報告し判断を仰ぎ、知事が検討委員会で審議等を行うと判断した場合は、所管課と協議のうえ検討委員会に審議等を依頼する。

その他の案件については、会計局に設置する公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)で審議等を行うことを決定し、必要に応じて知事に報告する。

5 委員会の招集及び審議

会計管理者は、委員会で審議等を行うことを決定した場合は、速やかに委員会を招集し、第3以下による審議等を行う。

6 公正取引委員会、警察への通報等

会計管理者は、5において審議等を行った結果、談合等の事実が確認された場合、又は談合等の疑いがあるという確認をした場合には、公正取引委員会及び警察への通報等を行う。

7 報道機関との対応

談合等情報を把握した以降において、報道機関等から県の調査・審議等に関する対応について説明を求められた場合には、検査課が対応する。

また、審議等の結果を発注機関等に通知した以降において、審議等の結果を受けての県の対応について説明を求められた場合には、発注機関が事業主管課と協力して対応する。

第2 審議等が必要か否かの判断

発注機関は、談合等に関する情報が、次の1から3のいずれかに該当する場合を基準として、必要な調査を行い、第三者機関による審議等が必要か否かの判断を行う。

- 1 情報提供者の氏名及び連絡先が明らかであり、対象工事（業務）名が限定される、又は、対象工事（業務）名が推測される場合
- 2 匿名情報である場合において、次の(1)から(4)のうち複数の情報が含まれている場合
 - (1) 談合に関与した者が明らかである。
 - (2) 談合が行われた日、場所、具体的な方法が明らかである。
 - (3) 落札予定業者（JVの場合は、代表者でも可。）が明らかである、又は落札予定金額が明らかである、若しくは特定の業者から入札金額を指示されている。
 - (4) 談合に参加した当事者以外に知り得ない情報がある。
- 3 上記1及び2に該当しない場合において、発注機関が独自に調査した結果に不審な事項があると判断した場合

第3 具体的な対応

談合等に関する情報があった場合には、原則として、次のとおり対応する。

1 入札執行前の場合

- (1) 発注機関は、入札を執行し、落札を保留するとともに、第2より審議等が必要か否かを判断し、必要な場合には事業主管課に報告するとともに、会計管理者に審議等を依頼する。
- (2) 会計管理者は、審議等の依頼があった場合、第1の4により審議等機関を決定し、委員会で行うときは第1の5により速やかに召集し審議等を行う。
- (3) 委員会は、入札経過書、発注機関が行った入札時提出書類〔工事（業務）費内訳書等〕の分析結果と、今までの入札状況等の調査結果に基づき審議を行い、発注機関が行った調査分析結果では判断できない場合は、再調査やその他分析を行い、再度審査を行う。
審議終了後、会計管理者は、審議結果を発注機関に通知する。
会計管理者は、必要に応じ審議結果を知事に報告する。
- (4) 発注機関は、(3)の通知に対する対応は次のとおりとし、その結果について事業主管課に報告するとともに、調査結果に基づく県の対応を事業主管課と協議し、最終的に決定したら会計管理者に報告する。

談合等の事実が確認された、又は、談合の疑いがあるという審議結果を得た場合は、入札を無効とする。

協定した、又は協定と疑われる応札をした者は、原則として無効失格とする。

談合等の事実が確認されない、又は、談合等の疑いがないという審議結果を得た場合は、最低落札者を落札候補者として決定し、必要な審査を経て落札決定する。

2 入札執行後・契約締結前の場合

- (1) 発注機関は、第2により審議等が必要か否かを判断し、必要な場合には、契約を保留し、事業主管課に報告するとともに、会計管理者に審議等を依頼する。
- (2) 会計管理者は、審議等の依頼があった場合、第1の4により審議等機関を決定し、委員会で行うときは第1の5により速やかに召集し審議等を行う。
- (3) 委員会は、入札経過書、発注機関が行った入札時提出書類〔工事(業務)費内訳書等〕の分析結果と、今までの入札状況等の調査結果に基づき審議を行い、発注機関が行った調査分析結果では判断できない場合は、再調査やその他分析を行い、再度審議を行う。

審議終了後、会計管理者は審議結果を、発注機関へ通知する。

会計管理者は、必要に応じ審議結果を知事に報告する。

- (4) 発注機関は、(3)の通知に対する対応は次のとおりとし、その結果について事業主管課に報告するとともに、審議結果に基づく県の対応を事業主管課と協議し、最終的に決定したら会計管理者に報告する。

談合等の事実が確認された、又は、談合の疑いがあるという審議結果を得た場合は、契約の締結をしない。

協定した、又は協定と疑われる応札をした者は、原則として無効失格とする。

談合等の事実が確認されない、又は、談合等の疑いがないという審議結果を得た場合は、落札者と契約を締結する。

3 契約締結後の場合

- (1) 発注機関は、第2により審議等が必要か否かを判断し、必要な場合には、事業主管課に報告するとともに、会計管理者に審議等を依頼する。
- (2) 会計管理者は、審議等の依頼があった場合、第1の4により審議等機関を決定し、委員会で行うときは第1の5により速やかに召集し審議等を行う。
- (3) 委員会は、入札経過書、発注機関が行った入札時提出書類〔工事(業務)費内訳書等〕の分析結果と、今までの入札状況等の調査結果に基づき審議を行い、発注機関が行った調査分析結果では判断できない場合、再調査やその他分析を行い、再度審議を行う。

審議終了後、会計管理者は審議結果を発注機関に通知する。

会計管理者は、必要に応じ審議結果を知事に報告する。

- (4) 発注機関は、(3)の通知に対する対応は次のとおりとし、その結果について事業主管課に報告するとともに、審議結果に基づく県の対応を事業主管課と協議し、最終的に決定したら会計管理者に報告すること。

談合等の事実が確認された場合は、契約を解除する。

談合等の事実が確認されない、又は、談合等の疑いがないという調査結果を得た場合は、契約を履行する。

4 協定した入札が疑われる場合は、原則として前記 1 から 3 に定めるほか、次による。

(1) 発注機関は、入札経過書、工事(業務)費内訳書及び今までの入札状況等の調査分析を行い、その結果、協定した入札が疑われる場合は、委員会の事務局(会計センター又は検査課)と事前に協議のうえ、合同で疑われる者に対して事情聴取を行う。

また、事情聴取に併せて、口頭による弁明の機会を設ける。

さらに、事情聴取の相手方の希望により、書面による弁明も受けることとするが、その提出期限は事情聴取後 3 日以内とする。

(2) 委員会は、協定した入札と認定するときは、調査分析の資料に相手方の弁明を添えて検討委員会に報告し、意見を聴取する。

(3) 会計管理者は、審議結果、及び検討委員会の意見を、発注機関及び建設部長に通知する。会計管理者は、必要に応じ知事に報告する。

第 4 個別手続の手順

第 1 の 3 及び 6 に定める手続きについては、次に掲げる事項に留意して行う。

(1) 審議等依頼(報告)書

発注機関の長は、談合等に係る通報を受けた場合には、談合情報審議等依頼(報告)書「別記様式第 1」を作成し、審議等が必要と判断した場合(一般原則第 1 の 2)には、「別記様式第 2」により会計管理者へ提出する。

(2) 公正取引委員会及び警察への通報等

会計管理者は、「別記様式第 3」により、「別記様式第 1」及び「別記様式第 2」の写しと必要書類を添えて、公正取引委員会及び警察へ通報する。

会計管理者は、第 3 の 1 の(4)、第 3 の 2 の(4)、第 3 の 3 の(4) による対応結果の報告を受けた場合にも、関係書類を添えて報告する。